

## 第7章 条例・施行細則

### 7.1 さいたま市都市計画関係事務手数料条例

別表（第2条関係）

| 事務の種類                                                | 手数料の額                                                                                        |
|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1～9 [略]                                              |                                                                                              |
| 10 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の規定による宅地造成又は特定盛土等の許可の申請に対する審査   |                                                                                              |
| (1) 宅地造成又は特定盛土等の面積が500平方メートル以内のもの                    | 1件につき 16,000円                                                                                |
| (2) 宅地造成又は特定盛土等の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの      | 1件につき 28,000円                                                                                |
| (3) 宅地造成又は特定盛土等の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの    | 1件につき 40,000円                                                                                |
| (4) 宅地造成又は特定盛土等の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの    | 1件につき 58,000円                                                                                |
| (5) 宅地造成又は特定盛土等の面積が3,000メートルを超え5,000平方メートル以内のもの      | 1件につき 73,000円                                                                                |
| (6) 宅地造成又は特定盛土等の面積が5,000メートルを超え1ヘクタール以内のもの           | 1件につき 98,000円                                                                                |
| (7) 宅地造成又は特定盛土等の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの              | 1件につき 151,000円                                                                               |
| (8) 宅地造成又は特定盛土等の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの              | 1件につき 233,000円                                                                               |
| (9) 宅地造成又は特定盛土等の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの              | 1件につき 368,000円                                                                               |
| (10) 宅地造成又は特定盛土等の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの            | 1件につき 526,000円                                                                               |
| (11) 宅地造成又は特定盛土等の面積が10ヘクタールを超えるもの                    | 1件につき 684,000円                                                                               |
| 11 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条の規定による宅地造成又は特定盛土等の変更許可の申請に対する審査 | 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が684,000円を超えるときは、その手数料の額は、684,000円とする。                       |
| (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する設計の変更(次号のみに該当する場合を除く。)            | 造成区域の面積(次号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の造成区域の面積、造成区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の造成区域の面積)に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 |
| (2) 新たな土地の造成区域への編入に係る事項の変更                           | 新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する額                                                                   |
| (3) その他の変更                                           | 11,000円                                                                                      |
| 12 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の規定による土石の堆積の許可の申請に対する審査         |                                                                                              |
| (1) 堆積の面積が500平方メートル以内のもの                             | 1件につき 12,000円                                                                                |
| (2) 堆積の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの               | 1件につき 15,000円                                                                                |
| (3) 堆積の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの             | 1件につき 18,000円                                                                                |
| (4) 堆積の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの             | 1件につき 22,000円                                                                                |
| (5) 堆積の面積が3,000メートルを超え5,000平方メートル以内のもの               | 1件につき 32,000円                                                                                |
| (6) 堆積の面積が5,000メートルを超え1ヘクタール以内のもの                    | 1件につき 35,000円                                                                                |

|                                                    |                                                                                        |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (7) 堆積の面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以内のもの                     | 1件につき 42,000円                                                                          |
| (8) 堆積の面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以内のもの                     | 1件につき 57,000円                                                                          |
| (9) 堆積の面積が4ヘクタールを超え7ヘクタール以内のもの                     | 1件につき 77,000円                                                                          |
| (10) 堆積の面積が7ヘクタールを超え10ヘクタール以内のもの                   | 1件につき 113,000円                                                                         |
| (11) 堆積の面積が10ヘクタールを超えるもの                           | 1件につき 136,000円                                                                         |
| 13 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条の規定による土石の堆積の変更許可の申請に対する審査     | 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が136,000円を超えるときは、その手数料の額は、136,000円とする。                 |
| (1) 土石の堆積に関する設計の変更(次号のみに該当する場合を除く。)                | 堆積の面積(次号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の堆積の面積、堆積面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の堆積の面積)に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 |
| (2) 新たな土地の造成区域への編入に係る事項の変更                         | 新たに編入される堆積の面積に応じ前項に規定する額                                                               |
| (3) その他の変更                                         | 11,000円                                                                                |
| 14 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定による書面の交付 |                                                                                        |
| (1) 法第12条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面の交付                | 1件につき 3,000円                                                                           |
| (2) 法第12条第1項の規定による許可を受ける必要がないことを証する書面の交付           | 1件につき 7,000円                                                                           |

#### 附 則

この条例は、令和7年5月26日から施行する。

## 7.2 さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

さいたま市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令で使用する用語の例による。

(土地への立入りの通知)

第3条 法第5条第2項の規定による土地の占有者に対する通知は、土地立入通知書（様式第1号）により行うものとする。

(障害物の伐除等の事前の通知)

第4条 法第6条第2項の規定による障害物又は土地の所有者及び占有者に対する通知は、障害物伐除等事前通知書（様式第2号）により行うものとする。

(障害物の伐除の通知)

第5条 法第6条第3項後段の規定による障害物の所有者及び占有者に対する通知は、障害物伐除通知書（様式第3号）により行うものとする。

(証明書等の様式)

第6条 法第7条第1項（法第24条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第4号）とする。

2 法第7条第2項に規定する許可証は、障害物伐除等許可証（様式第5号）とする。

(住民への周知)

第7条 省令第7条第1項第11号及び同条第2項第9号に規定する法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類は、周知措置報告書（様式第6号）とする。

(宅地造成等に関する工事の許可申請の手続)

第8条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項の規定による許可（法第15条第1項の規定により、当該許可があったものとみなされるものを含む。以下同じ。）を受けようとする工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号又は同条第2項第1号に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可の申請等の添付書類)

第9条 省令第7条第1項第12号及び同条第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土若しくは切土をする土地の部分又は土石の堆積を行う部分の求積図
  - (2) 工事主が法人の場合にあっては、前年度の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類並びに事業経歴書
  - (3) 工事主が個人の場合にあっては、前年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
  - (4) 工事主が、次のアからカのいずれにも該当しないことを誓約する書類
    - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
    - イ 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
    - ウ 法第12条又は第16条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
    - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
    - オ 法人であって、その役員のうちにエに該当する者があるもの
    - カ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
  - (5) 法第12条第2項第3号に規定する工事を完成するために必要な能力がある者であることを証するための次に掲げる書類
    - ア 法人の登記事項証明書
    - イ 事業経歴書
    - ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し
    - エ 技術者名簿
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (宅地造成等に関する工事の協議)

- 第10条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第7号）に省令第7条第1項各号（第7号から第9号まで及び第12号を除く。）に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第8号）に省令第7条第2項各号（第5号から第7号まで及び第10号を除く。）に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 法第15条第1項の規定による協議が成立したときの当該協議の申出者に対する通知は、協議成立通知書（様式第9号）により行うものとする。
- （宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）
- 第11条 法第16条第2項の規定による届出は、軽微な変更の届出書（様式第10号）により行うものとする。
- （宅地造成等に関する工事の変更協議）
- 第12条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（様式第11号）に省令第7条第1項各号（第7号から第9号まで及び第12号を除く。）に掲げる書類のうち、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書（様式第12号）に省令第7条第2項各号（第5号から第7号まで及び第10号を除く。）に掲げる書類のうち、土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議が成立したときの当該協議の申出者に対する通知は、協議成立通知書により行うものとする。
- （宅地造成等に関する工事の完了検査の手続）
- 第13条 法第12条第1項の規定による許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、法第17条第1項の規定による工事完了の検査及び同条第2項の規定による検査済証の交付を当該工区ごとに行うものとする。
- （宅地造成等に関する工事の中間検査の手続）
- 第14条 法第12条第1項の規定による許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、法第18条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付を当該工区ごとに行うものとする。
- （定期の報告）
- 第15条 工事主は、法第19条第1項の規定による報告は、定期報告書（様式第13号）により行うものとする。
- （法第12条第1項及び第16条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付）
- 第16条 省令第88条に規定する書面の交付を受けようとする者は、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する証明願（様式第14号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- （工事の着手の届出）
- 第17条 工事主は、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事に着手したときは、速やかに工事着手届出書（様式第15号）を市長に届け出なければならない。
- （廃止の届出等）
- 第18条 工事主は、法第12条第1項の規定による許可を受けた工事を廃止したときは、当該工事をしようとした土地又は当該工事に着手した土地について災害の防止のため必要な措置を講じるとともに、速やかに工事廃止届出書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、工事主は、法第12条第1項の規定による許可の申請後、許可を受けるまでの間に当該申請を取り下げるときは、速やかに申請取下書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。
- 附 則
- この規則は、令和7年5月26日から施行する。